



平成23年(ハ)第157号 損害賠償請求事件

原告 小早川 正 和

被告 山 本 宏 一

答 弁 書

平成23年 2月17日

和歌山簡易裁判所 民事口係 御 中

〒640-8154

和歌山市六番丁24番地ニッセイ和歌山ビル11階

あすか綜合法律事務所(送達場所)

電 話 073-433-3980

FAX 073-433-3981

上記被告訴訟代理人 弁護士 豊 田 泰 史



同 弁護士 太 田 達 也



同 弁護士 海 堀 崇



被告の本案前の答弁

1 本件訴えを却下する
との判決を求める。

2 理由は以下のとおりである。

(1) 訴状には請求の趣旨及び原因を記載しなければならない(民事訴訟法第1

副
本

33条第2項) ところ、本件訴状は全く訴訟物が特定されていない趣旨不明のものであって、釈明によってもこれを補正できる範囲を超えているもので、訴えそのものが訴訟条件を欠く不適法なものである。

訴状に記載すべき請求原因は、特定請求原因を指し、原告が被告に対して金銭給付を求める場合には、その請求がいかなる根拠に基づくのか、識別しうる程度に特定する必要がある。この請求(訴訟物)の特定は、訴訟物の同一性の範囲を画する重要なものであり、厳密に解する必要がある。

- (2) 本訴状の第二(請求原因)は、この訴訟物の特定ができていないばかりか、その文章を見ても一体何を主張したいのか意味不明である。

本件訴状には、「⇒」や「⇔」という記号を用いているが、その意味は不明であり、脈絡の無い単語が羅列されているばかりであり、その言わんとする趣旨も不明である。

- (3) 以上のとおり、本件訴えは、その主張内容自体が不明であって、請求の原因が記載されていないものであり、速やかに不適法却下されるべきものである。

3 その他事情

原告は、和歌山市内で「小早川ヴィップガリバー」という洋服店を営んでいる人物で、本年4月に実施される和歌山市議会議員選挙に出馬を表明している人物である。

被告は、和歌山市議会議長の職にある者である。

本件訴えは、全く意味不明の訴えであり、原告の単なる売名行為としか考えられないような違法な訴えである。その証拠に、原告は、インターネット上の「和ネット掲示板」に自らの氏名を伏せて、本年2月13日付で告訴状と称し、本件訴状を掲示している。

かかる趣旨不明の違法な訴えについては、直ちに却下されるべきである。

以 上